

中津川市立坂下小学校

# 「いじめ防止基本方針」

～一人の子供を大切にするために～

## ◇ もくじ ◇

- I 「いじめ防止 これだけは！」（県いじめ防止対策推進法第2条）
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見 いじめ発見のポイント
- IV いじめの早期対応
- V いじめ重大事態への対応
- VI いじめ防止対策のための組織と関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）
- VII いじめ防止対策のための年間計画

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめ防止対策推進法第2条（平成25年）より〉

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### 【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### 【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめ防止のための基本的な方針（平成29年）より〉

# I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より

いじめをしない！させない！許さない！

## いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子供をしっかり守ります！

そのために…

- 1 すべての教職員が一致協力した指導体制をつくります。
- 2 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努めます。

### 【未然防止】

- ◎温もりのある居場所づくりと温かい子供同士の関係づくり
- ◎チームでの指導
- ◎隔週水曜日の教育相談支援委員会（4領域サポート委員会＝4サポ）開催

### 【早期発見・早期対応】

- ◎日頃からの情報共有と情報循環
- ◎正確な事実確認と迅速な対応
- ◎心の健康チェックなどの5年間保管

### 【保護者との連携】

- ◎保護者もチームの一員という意識で
- ◎保護者の立場に立った対応
- ◎児童の幸せにつながる信頼関係を！

### 【関係諸機関との連携】

- ◎教育委員会、警察、子供相談センター等との連携

◎本校では・・・（坂下小学校学校経営の全体構想より）

- ◇安全教育＝子供の命、安全を守り抜く
- ・違和感の共有と即時対応

- ◇学級経営＝安心感と自己有用感
- ・言葉の指導の徹底（ふわふわ・ちくちく）
- ・関わる力の向上（グループエンカウンター）
- ・侵害感を生まないルールづくり

- ◇いじめ・不登校対策＝安心できる環境
- ・「心の健康チェック」と個人面談
- ・校内教育支援センターの活用

- ◇特別支援教育＝一人一人の教育的ニーズに合わせた指導支援の充実
- ・家庭・関係機関との連携協働

## Ⅱ いじめの未然防止

### 1 未然防止のための基本 ～「意思疎通」「規律・学力」「活躍の場」～

- ◆一人一人の児童に親身になって寄り添い、望ましい人間関係を築く力を育む指導を推進する
  - コミュニケーション能力の育成
    - 適切な意思表示
  - 授業での学習規律の定着
    - 基礎学力の定着
  - 一人一人に活躍の場がある活動づくり
    - 認められているという実感の醸成

◎未然防止のポイント ◇子供の「居場所」づくり  
◇子供同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題  
「規律」「学力」「自己有用感」  
～きちんと授業に参加し、基礎的基本的な学力を身に付け、  
認められているという実感を持った児童

### 2 取組の内容

#### 【「居場所」と「絆」のある学校・学級】

- 学習規律の統一と定着
- 言葉の指導の徹底(ふわふわ、ちくちく)
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級、学年集団づくり
- 児童が主役になり、「共感的な人間関係、自発性・自治力」を磨く特別活動(学年行事、児童会活動)

#### 【生命や人権を大切にする指導】

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育の推進
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」に触れる道徳教育の充実
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育の充実
- いじめに特化した教員研修会の充実

#### 【児童の変化に敏感な職員組織】

- それぞれの立場からの不断の児童観察(違和感を口に出す等)
- 児童の状況についての日常的な情報共有と循環(毎週の生徒指導交流等)
- 教頭への情報集約(心の健康チェック実施後の迅速な報告等)

子供一人一人に対し、親身になって寄り添い、  
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

### Ⅲ いじめの早期発見

#### 1 早期発見のための基本

- ◆いじめは、教員や保護者が気付きにくいところで起こり、潜在化しやすいため、次のことに取り組む
  - 教員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上
    - 気になる変化について記録を残す、違和感を口に出す
    - 遊びやふざけ合う姿の中にいじめが潜んでいることを心に刻んで観察する
  - 児童に関わる全ての教員やその他の職員が情報を共有
    - 必要に応じて関係者を招集し、情報を整理する
  - 保護者との連携の充実
    - 学校の様子、家庭での様子等について情報を共有する

#### 2 取組の内容

##### 【日常的に行うこと】

- 朝の健康観察での一人一人の観察
- 学習計画ノートや日記等の記述のチェック
- 休み時間に児童と一緒に遊ぶ等、人間関係の把握

##### 【定期的に行うこと】

- 「心の健康チェック」や個人面談（二者懇談、三者懇談等）の実施
- 学年会や教育相談委員会で気になる児童について、短期的・長期的な支援の検討
- 生徒指導交流（毎週）・4領域サポート委員会（隔週）の開催

##### 【相談しやすい環境づくり】

- 本人や周囲の児童からの訴えに対して
  - ・日頃から「全力で守る」という姿勢を伝える。
    - 一時的に危険を回避する場所や時間があることや必要に応じてカウンセラー等の相談もできるという情報を提供する。
  - ・日頃から、受容的な受け止めを大切にして話を聞くよう努める。
    - 話す内容に対して疑うことなく傾聴する。
- 保護者に対して
  - ・児童のよさや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

##### 【資料の保管】

- ・「心の健康チェック」の原本等一次資料は、実施日より5年間保管する。
- ・一次資料に何かしら記載したものの、聴取した記録、調査報告書等の二次資料は、該当児童が卒業後5年間保管（児童が高2を終了するまで）とする。

## 【いじめ発見のポイント】

### 1 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 急に、一人で登校し始める。
- ③ カバンをいくつも持っている。（持たされている？）
- ④ 登校しても教室から出ず、朝活動へ行かない。
- ⑤ カバンや衣服が汚れていたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

### 2 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでも学級内で放っておかれている）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされたかもしれない）
- ③ 机が隣と離れている。（“バイキン”扱い等）
- ④ “一日の振り返り”のときなどに、小さなことでも集中的に名前が出る。
- ⑤ 強い口調で言われる。（何か指示される、命令口調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、周りが変な雰囲気になる。

### 3 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠される、勝手に使われる）
- ② 机や持ち物に落書がしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでも学級内で放っておかれている）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣と離れている。（“バイキン”扱い等）
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、周りが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる。
- ⑨ 衿などに何か入れられる、いたずら書きなどをはさまれる。
- ⑩ 委員会や縦割り活動のとき、座るのをためらわれる席の主。（“バイキン”扱い等）
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変わらされる（特に特別教室。普通教室でもありうる。）
- ⑬ きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押し付けられる。
- ⑭ ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑮ グループ学習や委員会活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。
- ⑯ しばしば、授業に遅れる。「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました。」「～を片付けていました。」

### 4 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室で一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立っている。（立たされている＝見張り役）

- ④ 暗い顔をして、誰かに手を引かれている、誰かの後をついて歩いている。(いじめ場所への途中?)
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- ⑥ プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる
- ⑦ 玩具的な扱いを受けている。(耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる)
- ⑧ 校外へ出る。(商店への使い走りかも?)
- ⑨ 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる。(女子に多い?)
- ⑩ 職員室の前などをうろうろしている。(何か訴えたい?使い走りで鍵や物を取って来いと命令された)
- ⑪ 教室移動のとき、いつも一人で歩いている。

## 5 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも大変な役割(重い物)をやらされる。
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと替えられる。(“バイキン”扱い等)
- ③ しばしば、足りないメニューがある。(とられた、意識的に配られなかった)
- ④ デザートなどをくれくれと言われる。自分から進んで特定の子にあげる。
- ⑤ 自分の分にいたずらをされる。(箸をさす、混ぜる、かくす)
- ⑥ いつも一人で遅くまで食べている。(当番に嫌がられている可能性あり)

## 6 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている。(冬の雑巾がけ、机つり)
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている。(分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所で)
- ③ ほうきでたたかれている。雑巾を投げ付けられている。
- ④ ゴミをはき付けられたり、水をかけられたりしても怒らない。

## 7 その他・全体的に

- ① 席替えやグループ作りのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる。
- ② 急に、成績が下がった。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、行動力のある子と一緒に行動しだした。急に友達が変わった、なくなった。
- ⑦ 係を辞めたいと言い出す。委員会・クラブを変わりたいという。(初めはさぼり現象)
- ⑧ 「席替えをして」と頼みに来る。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。(壊される、落書、画鋲が入っている)
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室に来る。(他者の使い走りの可能性)
- ⑫ 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。(よい行為だが、二面性あり)
- ⑬ 日記で、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑭ 日記の中身が急に形式的な優等生的なものになる。
- ⑮ 日記の字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

# IV いじめの早期対応

## 1 早期対応のための基本

- ◆適切な初動対応が解決に向けての決め手となる。いじめの相談を受けたり、その兆候を発見したりした場合、問題の軽重に関わらず、迅速に対応する。
  - 「いじめられている苦痛」を取り除くことを最優先
    - 状況把握には場所と時間を配慮
  - 迅速な初動
    - 情報は教頭に集約
    - 「いじめ対策委員会」の招集

## 2 早期対応のための取組

いじめ情報のキャッチ



「いじめ対策委員会」の招集



### 【「いじめ対策委員会」における対応】

#### 正確な実態把握

<把握すべき情報（例）>

- ◆誰が誰をいじているのか？  
(加害者と被害者の把握)
- ◆いつ、どこで起こったのか？  
(場所と時間の確認)
- ◆どんな被害を受けたのか？  
(内容)
- ◆いじめのきっかけは何か？  
(背景と要因)
- ◆いつ頃から、どの位続いているのか？  
(期間)



指導体制・指導方針決定

個人で対応せず、必ず組織で対応！

- 被害を訴える児童から、事実及び心情を十分に聞き取る。
  - ・聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。
- いじめに関わったと思われる児童及び周囲の児童からの聞き取りを行う。
  - ・5W1H等、時系列で具体的に記録する。
  - ・複数の教員で、できれば同時に個々で聞き取る。
  - ・聞き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。
  - ・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
  - ・いじめられた児童に寄り添いつつ、いじめた側の児童にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。

- 指導のねらいを明確にする。(被害者、加害者、周囲の児童)
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 全ての教職員への共通理解を図る。
- 関係諸機関との連携を図る。



#### 児童への指導・支援

- 被害児童へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望を持たせる指導・支援を行う。また、自信をもたせる言葉をかけ、自尊心を高める。
- いじめた側の児童に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その子の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- 当事者の問題に留めず、学級及び学年、全校の問題として捉え、今後に生かす手立てを仕組む。

#### 保護者との連携

- ◇いじめられた側の保護者に対して
  - 発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
  - 保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
- ◇いじめた側の保護者に対して
  - 正確な事実関係を説明し、被害児童の心情を伝え、よりよい解決と加害児童の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

継続した指導・経過観察・保護者との連携

事後の対応

- 教育相談の継続・SC等の活用
- 道徳等を含めた心の教育の充実を図る。

## V いじめ重大事態への対応

中津川市におけるいじめ防止のための基本的な方針(令和4年2月改訂版)より一部抜粋

### 1 いじめの防止等のために中津川市が実施する施策

資料の保管(令和4年2月8日 中教学第548号通知)

アンケートの質問票の原本等で、特記事項のないものを「一次資料」とし、その保存期間は実施日から5年間とする。アンケートの質問票に記載があり、そのことについての聴取を記録した文書や、学校がいじめを認知した事案の聴取の記録や調査報告書を「二次資料」とし、その保存期間は該当児童生徒が卒業後5年間とする。保管の方法については、紙媒体ではなく電子データ管理でもよい。

### 2 重大事態への対応

<重大事態> (法第28条1項1号、2号)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相応の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 1 重大事態の意味について

法第28条1項1号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の定命にいたる要因が該当生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第28条1項1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目する。

例えば、以下のようなケースが想定される。

- |                                       |                                      |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="radio"/> 児童生徒が自殺を企図した場合  | <input type="radio"/> 身体に重大な障害を負った場合 |
| <input type="radio"/> 金品等に重大な被害を被った場合 | <input type="radio"/> 精神性の疾患を発症した場合  |

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒がいじめを受けたことにより相当な期間に渡り、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に家庭訪問などで状況を把握するなどの対応が必要である。児童生徒の保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は本人からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### 2 重大事態の報告(変更なし)

#### 3 重大事態の調査(変更なし)

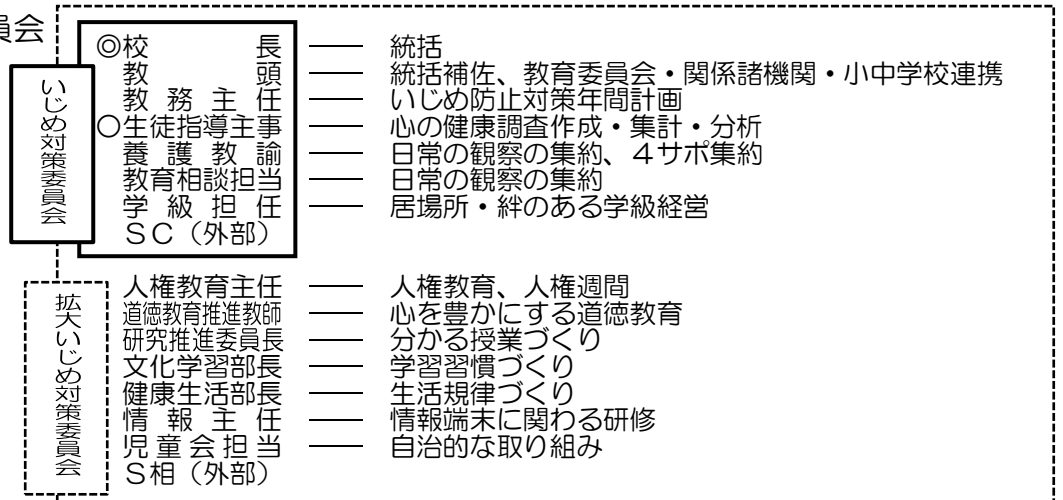
平成26年6月策定

平成30年3月改訂

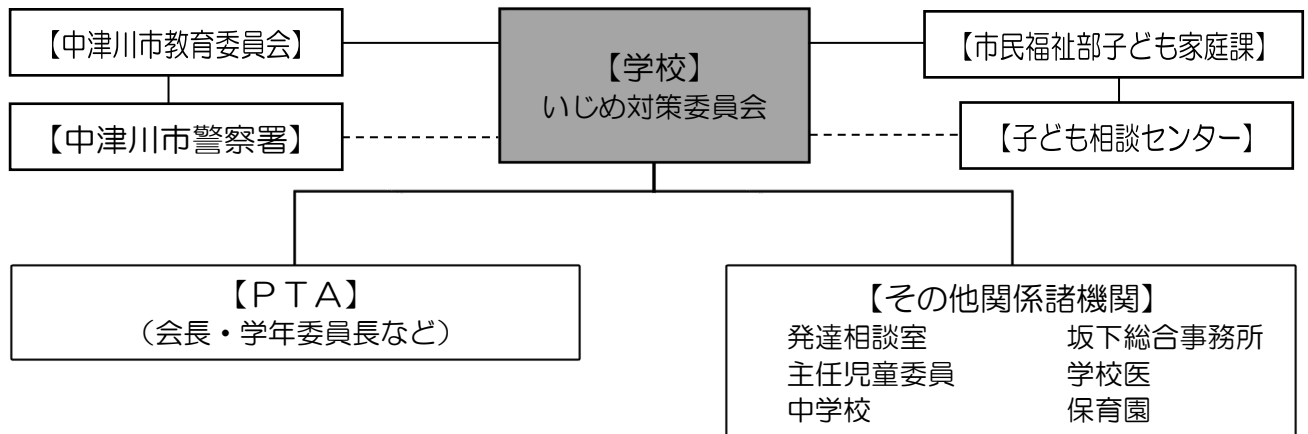
令和4年2月改訂

## VI いじめ防止対策のための組織と関係諸機関との連携（関係機関連絡表）

### 1 いじめ対策委員会



### 2 関係諸機関との連携（関係機関連絡表）



関係諸機関	関係課等	電話番号	
中津川市	教育委員会	学校教育課	66-1111
		学校教育課長	内線：4230
		生徒指導主事担当	内線：4231
	総務部	防災安全課	66-1111
防災安全課長		内線：160	
市民福祉部	子ども家庭課	66-1111	
		内線：696	
警察	中津川警察署	66-0110	
	坂下交番	70-0119	
消防	中津川市消防本部	66-1119	
	坂下分署	70-0119	
学校関係	坂下保育園	75-2167	
	坂下中学校	75-2164	
	学童保育	75-3993	
病院	中津川市民病院	66-1251	
	坂下診療所	75-3118	
	東濃こども相談センター	0572-23-1111	
	恵那保健所	0573-26-1111	

## Ⅶ いじめ防止対策のための年間計画

【日常的な活動】				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・4サボ委員会【教育相談委員会・生徒指導委員会】（隔週水曜日）</li> <li>・生徒指導交流（毎週木曜日の打ち合わせ前）</li> <li>・構成的グループエンカウンター「さかタイム」（隔週で朝活動に実施）</li> <li>・朝の健康観察</li> <li>・学習の記述等の観察</li> <li>・縦割り活動「ハッピーモーニングタイム＝ハモタ」（毎週金曜日、朝活動に実施）</li> </ul>				
月	行事	活動内容等	いじめ対策委員会	その他
4	入学式 始業式 授業参観、懇談会、PTA総会 1年生を迎える会 交通安全教室 命を守る訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級開き</li> <li>・心の健康チェック①（全員面談）</li> <li>・さかタイム研修会</li> </ul>	拡大いじめ対策委員会 いじめ防止職員研修 いじめ防止方針説明（PTA総会）	全校朝会
5	家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問（保護者との懇談）</li> <li>・心の健康チェック②</li> </ul>	GWの生活について配付	なかよし集会 全校朝会
6	授業参観 命を守る訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QU</li> </ul>		
7	宿泊研修5年 児童会行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報モラルの授業の充実</li> <li>・心の健康チェック③</li> </ul>	PTA保護者アンケート（いじめ防止対策評価） 冬休み中の配慮児童	児童会活動
8	夏休み 始業式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育研修会</li> <li>・情報モラル研修会（職員）</li> <li>・いじめ教員研修会</li> <li>・QU研修</li> </ul>	夏休みのくらし配付	全校朝会
9	命を守る訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康チェック④（全員面談）</li> <li>・個別懇談（保護者との二者懇談）</li> </ul>		児童集会
10	社会・生活科見学 運動会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康チェック⑤</li> </ul>	いじめ対策委員会	全校朝会 児童集会
11	人権週間 命を守る訓練 修学旅行6年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康チェック⑥</li> <li>・人権週間</li> <li>・あったかい言葉がけ運動</li> <li>・PTA講演会</li> </ul>	人権集会取組	
12	終業式 冬休み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報モラルの授業の充実</li> <li>・心の健康チェック⑦</li> </ul>	PTA保護者アンケート（いじめ防止対策評価） 冬休みのくらし配付 冬休み中の配慮児童	人権週間 児童集会
1	始業式 中学校半日入学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康チェック⑧（全員面談）</li> <li>・感謝の会</li> </ul>		全校朝会 児童集会
2	授業参観（懇談会） 新1年生半日入学 6年生を送る会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策方針説明（新1年生向け）</li> <li>・心の健康チェック⑨</li> </ul>	いじめ防止基本方針見直し	
3	命を守る訓練 卒業式 修了式 春休み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて面談</li> <li>・生徒指導記録の記入</li> </ul>	拡大いじめ対策委員会 春休みのくらし配付 いじめ防止基本方針改訂 春休み中の配慮児童	